

統計データの二次的利用における 統計センターの取組

信頼に応じて作る統計表

2019年11月15日
共同研究集会「官民オープンデータ利
活用の動向及び人材育成の取組」

独立行政法人統計センター
中沢庸介

改正統計法における二次的利用制度の種類と利用要件



利用形態	法的根拠	利用できる者	利用目的
調査票情報の提供	法第33条 第1項第1号	公的機関等（行政機関等（行政機関、地方公共団体又は独法等）+会計検査院、地方独法等）が利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> 統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
	法第33条 第1項第2号	1号と同等の公益性を有する統計の作成等を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> 公的機関等が委託又は共同して調査研究を行う者 公的機関等が公募の方法により補助する調査研究を行う者 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関(本資料では「行政機関の長等」という。)が政策の企画・立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 統計の作成 統計的研究
	法第33条の2 第1項	①学術研究の発展に資する目的で、調査票情報を利用した統計の作成等を行うことに相当の公益性を有する場合 <ul style="list-style-type: none"> 大学等、公益社団法人、公益財団法人が行う調査研究など 大学等に所属する教員等が行う調査研究など 費用の全部又は一部を上記の法人が補助する調査研究 行政機関の長等が特別な事由があると認める統計の作成等 ②高等教育の発展に資する統計の作成等	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究 高等教育 ※ オンサイト利用前提 ※ 受益者負担の原則の下、手数料納付が必要
委託による統計の作成等 (オーダーメイド集計)	法第34条 第1項	一般からの委託に応じ、学術研究の発展に資する目的で、調査実施者が調査票情報を利用した統計の作成等を行うことに相当の公益性を有する場合	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究 教育(高校以上) 官民データ活用推進基本法の重点分野
匿名データの提供	法第36条 第1項	学術研究の発展に資する目的で匿名データの提供を受けて統計の作成等を行うことに相当の公益性を有する場合	<ul style="list-style-type: none"> 国際比較統計の作成(匿名データの提供のみ) ※ 受益者負担の原則の下、手数料納付が必要

(注) その他の要件として、法第34条を除く全ての利用に「情報の適正管理」が、法第33条第1項第2号～第36条の利用に「欠格事由に該当しないこと」及び「成果等の公表」が、法第33条の2～第36条の利用に「個人及び法人の権利利益、国家の安全等を害さないこと」が定められている。

改正統計法における二次的利用の制度



● 調査票情報の提供

行政機関等が行った統計調査の調査票情報を利用できます。

➤ 磁気媒体による提供

調査実施者である行政機関等が磁気媒体により必要な範囲において調査票情報を提供するもの

➤ オンサイト利用

統計センターと連携する大学等機関に設置された情報セキュリティを確保したオンサイト施設において、調査票情報を利用するもの

● 匿名データの利用

一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものを利用できます。

● 委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）

一般からの委託に応じ、行政機関等が行った統計調査の調査票情報を利用して、統計の作成又は統計的研究を行います。

統計センターのサービス提供範囲

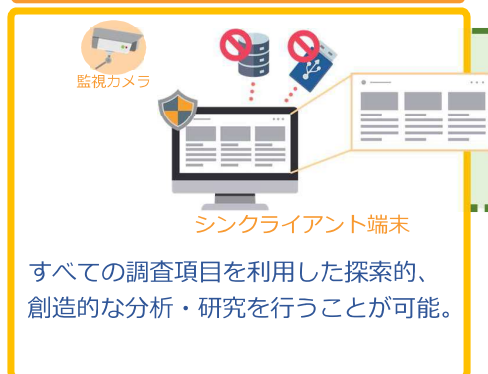
※ 利用形態が異なれば、同一調査・年次のデータにおいても利用可能なレコード、項目、及び分類が異なります。

オンサイト施設におけるマイクロデータの活用

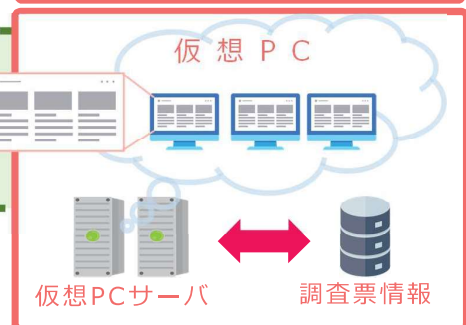


イメージ

オンサイト施設



中央データ管理施設



遠隔操作

仮想PCの画面のみを転送

SINETを活用した専用線による接続

インターネットに接続できない

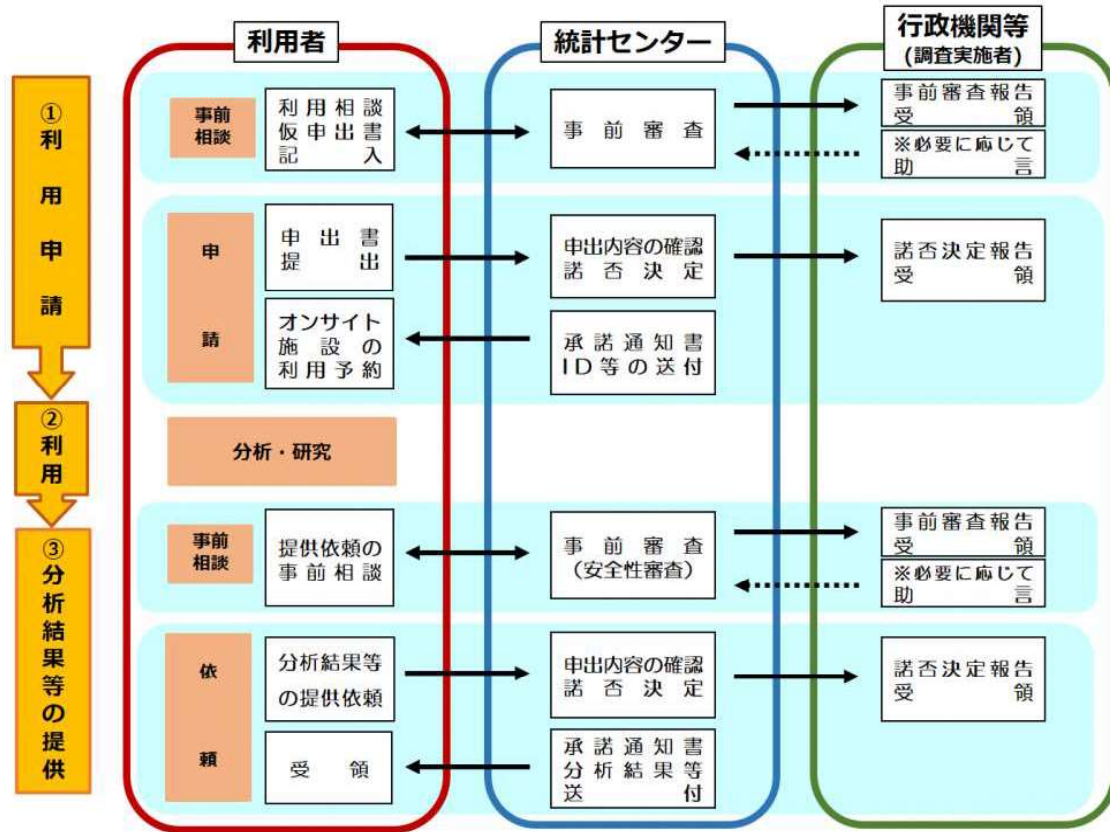
専用線による接続

統計データ活用センター(和歌山)



・シンクライアント端末
ユーザーが使用する端末の機能は必要最小限にとどめ、サーバー側で処理を行う仕組み

・SINET
全国の大学、研究機関等を結ぶ学術情報ネットワーク
(国立情報学研究所が構築、運用)



統計法の一部改正（平成30年6月1日公布）の概要（抜粋）

① 利用の透明性の確保

（法第33条、第33条の2、第34条、第36条）

- 利用開始時に、利用者の氏名、所属、利用目的等を公表
- 利用終了後、研究の成果等を公表

統計法の一部改正（平成30年6月1日公布）の概要（抜粋）

② 適正管理措置の規定（法第42条）

- 調査票情報及び匿名データについて、提供を受けた情報を**適正に管理するために必要な措置**を講じるよう規定

（具体的な措置については統計法施行規則にて規定）

統計法の一部改正（平成30年6月1日公布）の概要（抜粋）

③ 具体的な措置（施行規則第42条）

改正規則の概要（具体的措置内容の一部）		ガイドラインにおける具体例
組織的 管理措置	・取り扱う者の権限及び責務並びに業務の明確化 ・調査票情報に係る管理簿の整備 等	・管理簿（管理責任者、利用者の範囲、保管場所等）の様式を提示
人的 管理措置	・欠格事由の確認 ・取り扱う者に対する必要な教育及び訓練	・申出の際に確認・誓約 ・研究倫理教育の活用
物理的 管理措置	・取り扱う区域の特定・立入制限 ・取り扱いに係る機器の盗難防止 ・復元不可能な手段による情報の削除・機器等の廃棄	・入退室管理 ・施錠管理などの保安対策 ・専用ツールの活用、物理的な破壊等
技術的 管理措置	・電子計算機等で情報処理することができる者を限定するための適切な措置 ・不正アクセス行為の防止	・識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策 ・コンピュータウイルス対策
その他の 管理措置	・委託する場合の必要な確認、監督 ・適正管理に関しての経験・能力の具備	・適正管理や秘密保持に関する契約 ・データの取扱いに関する過去の実績

（注） 提供を受ける主体及び方法により異なる。オンライン利用の場合、物理的管理措置及び技術的管理措置は省略可

- **手数料の見直し**
 - 請求1件につき ¥1,850 → ¥1,950
 - 匿名データ1ファイルにつき ¥8,500 → ¥4,450
- **高等学校等における教育**を目的とした利用が可能に
- **官民データ活用推進基本法の重点分野**に該当する場合の利用が可能に
- 利用者の利用形態に応じた**複数回複製**が可能に（管理簿の整備が前提）

- **手数料の見直し**
 - 1時間当たりの時間単価 ¥5,900 → ¥4,400
- **高等学校等における教育**を目的とした利用が可能に
- **官民データ活用推進基本法の重点分野**に該当する場合の利用が可能に

マイクロデータ利用ポータルサイトの開設



miripo

マイクロデータ利用ポータルサイト



検索

ホーム

マイクロデータ利用

利用実績

お問い合わせ

サイトマップ

統計調査結果 をより 広く活用 いただくための

miripo

マイクロデータ 利用のための ポータルサイト

<https://www.e-stat.go.jp/microdata/>

- ミクロデータの利用に関する制度の概要
- 各府省の利用可能なデータ一覧
- 具体的な手続方法
- ミクロデータの利用実績等

を公開